



第1章 はじめに (1から6頁)

計画策定の趣旨

「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画として策定します。

計画の期間

2017年度から12年間の計画とし、必要に応じて4年ごとに見直します。

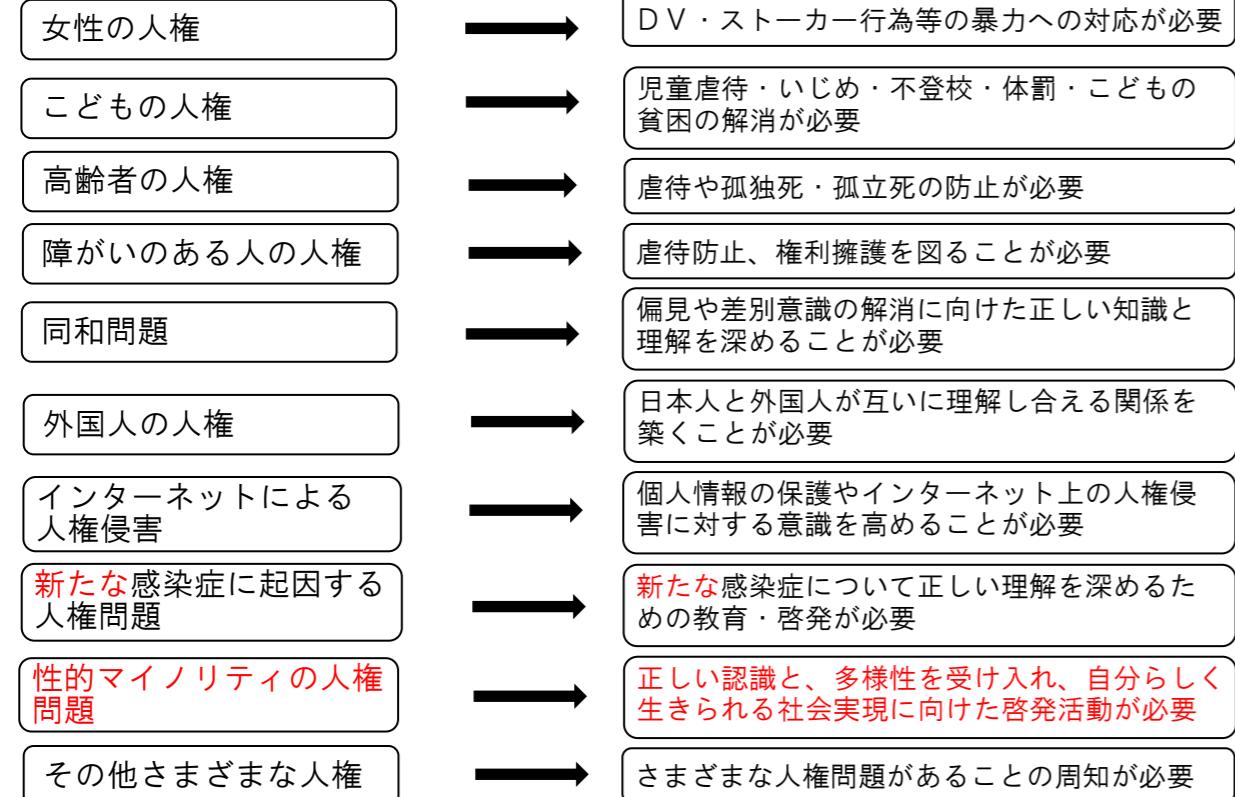
第2章 人権に関する現状 (7から42頁)

人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識

- ・41.7%が人権が尊重されるまちと感じると回答
- ・人権侵害を受けた場面は職場、家庭、地域が多い
- ・20.1%が人権の学習会（Web配信等の視聴を含む）に参加していると回答
- ・21.2%が人権の尊重されるまちの実現にむけて努力したいと回答

- 《教育・啓発》
- ・参加者を増やす取組
 - ・啓発や学習会で学んだことを自分のこととして実践
 - ・人権意識や感覚を高める教育・啓発
 - 《相談》
 - ・相談に行きやすい環境の整備

第3章 今後の人権施策の課題 (42から70頁)



第5章 計画の推進 (89から90頁)

推進体制 計画の進行管理 目標指標

第4章 人権施策の展開方向 (71から88頁)

【基本理念】

命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか

私たちは、人と人とのつながりの中で生きています。家庭、地域、職場、学校など生活のあらゆる場で人権が尊重され、私を「わたし」として認め、あなたを「あなた」として認める、一人ひとりの命が輝き、幸せと「あふれる愛」がつながるまちをつくります。

私たちがめざすまちの姿

- 一人ひとりの命が大切にされ、命が輝くまちをつくります。
- 自尊感情を育み、居場所がある幸せを感じられるまちをつくります。
- お互いに違いを認め合い、誰もが輝く多様性があるまちをつくります。
- 人と人とのつながりを深め、ささえ合える優しさあふれるまちをつくります。

計画の視点

- (1) 普遍的な視点と個別的な視点の2つのアプローチで取り組む計画
- (2) みんなで学び取り組む計画
- (3) 身近なつながりの中で取り組む計画
- (4) 人権教育・啓発、相談・救済及び自立支援に関する施策に取り組む計画

各主体の役割と連携・協働

- (1) 市民・地域・市民活動団体
- (2) 企業・事業所
- (3) 行政
- (4) 学校・園
- (5) 連携・協働

具体的な取組

人権教育・啓発の推進 第2次甲賀市総合計画第3期基本計画の分野別施策

- (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方
- (2) 人権教育 ①家庭 ②就学前 ③学校 ④地域
- (3) 人権啓発 ①市民に対する人権啓発 ②企業・事業所への啓発 ③情報提供
- (4) 人権に関わりの深い特定職業従事者への研修等

相談と支援体制 第2次甲賀市総合計画第3期基本計画の分野別施策

- (1) 相談窓口の充実 LGBTQ+電話相談
- (2) 相談と支援の連携
- (3) 相談窓口の周知

分野別の取組

- 同和問題 ○あらゆる同和問題の解消に向けた取組の推進 ○各種支援につなげる相談体制の構築

- 女性の人権 最近の社会情勢により ジェンダー平等への理解を進めるための教育・啓発
○男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築 ○起業、復職への支援

- こどもの人権 最近の社会情勢により こども基本法の主旨に基づきこどもを中心とした施策の推進
○生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援 ○虐待被害のこどもの救済

- 高齢者的人権 ○高齢者への虐待被害の救済 ○孤立の予防 ○介護予防 ○生きがいづくり ○養護者の支援

- 障がいのある人の人権 ○障がいのある人への生活、就労支援 ○生涯を通じた支援体制の構築

- 外国人の人権 ○こどもたちへのことば、学習および生活の支援 ○外国人の地域等への参画の推進

- インターネットによる人権侵害 最近の社会情勢やアンケート結果より プロバイダ責任制限法改正
○インターネットによる人権侵害に対する相談・通報先の周知

新たな感染症に起因する人権問題

- さまざまな感染症について正しい理解を深めるための教育、啓発 ○感染症の当事者や関係者への配慮、支援

- 性的マイノリティの人権 最近の社会情勢により LGBT理解増進法・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
○偏見・差別をなくすため、正しい理解を深める教育、啓発 ○悩みや困りごとに関する相談支援

その他さまざまな人権問題

- その他さまざまな人権課題への教育、啓発